

職業がんをなくそう通信

職業がんをなくす患者と家族の会 年会費 個人 1 口 1000 円 団体 1 口 1000 円
近畿労働金庫 天下茶屋支店 (店番号 607) 口座番号 (普通 8773460)
ゆうちょ銀行 ○九九店 (店番号 099) 口座番号 (00950-2-0196618)

〒534-0011
大阪市都島区高倉町 2-4-25
化学一般会館内
発行責任者: 堀谷昌彦
Tel(06)6923-9100
<https://ocupcanc.grupo.jp/>

新年のご挨拶

みなさま、昨年一年間お疲れ様でした。

さて、2016 年 6 月 11 日に本会「職業がんをなくす患者と家族の会」が結成されてから早 10 年目の年を迎えました。「隠れた職業がんを掘り起こし、職業がんを生み出さないための予防方法を学び、すべての職業がんをなくしていこう」との、当事者と家族と支援者の強い思いからの出発でした。あらためて、この 9 年間のみなさまのご支援に心からお礼を申し上げます。

この間、会としては、三星化学工業の膀胱がん多発事件での労災認定とその後の損害賠償請求裁判のとりくみ(16~22 年)、京都の印刷会社で長年働き退職後に胆管がんを発症された方の労災認定のとりくみ(17~18 年)、大手アパレルメーカーで働き中国の染色工場勤務で染料に曝露して帰国後に膀胱がんを発症した F さんの労災再審査請求から行政不服裁判(19~23 年)のとりくみ等に寄り添ってきました。

これらのとりくみを通じ、私自身強く感じたことは、まず労災保険制度の在り方の理不尽さです。化学物質による疾病・特に職業がんの場合、あまりに被災者側に立証責任を負わせすぎています。そもそも発がんに至るメカニズムは非常に複雑であり、ある程度の可能性を示すことはできても医学的な証明は非常に困難であり、それができているのは多くの犠牲者が発生しているケースに限られています。IARC がん国際研究機関は芳香族アミン類に発がん性がありその発生部位も尿路系にとどまらなないとモノグラフで示していますが、異国でアゾ染料に曝露し帰国後 42 歳という若さで膀胱がんを発症した F さんに厳しい立証責任を負わせ、被災者救済とは全く

かけ離れたものでした。

また、化学物質に関する法規制のあり方にも問題があります。染料・顔料業界などでは多くの芳香族アミンが規制の対象外であり、曝露は確実に存在しています。三星化学工業での職業がん多発事案で掘り起こされた MOCA については多くの労働者が発がんしていることがわかっていても「労災申請がないので」と規制は職業がん多発の発覚から随分遅れた対応になりました。

このように日本の法規制が多く労働者の犠牲がないとされないという後追い行政であることが職業がんがなくなる根本原因であると痛感しています。

このような現状の中で、三星化学工業膀胱がん多発損害賠償裁判での「取り扱う化学物質の規制がされていなくても、健康障害が予測できたのに安全対策を取らなかった責めは免れない」と企業に損害賠償の支払いを命じた判決は、全面勝利とはいえませんが事業者の結果責任を認め、いわゆる「規制されていないのだから損害賠償の責任はない」との事業者の主張が通用しなくなったという意味で、画期的であったと思います。

「なくす会」は、三星化学工業の被災者と大手アパレルメーカーの被災者の F さんのたたかいの記録を、DVD「いのちと健康を守るために—職業がん救済と撲滅を求めて—」に残しました(22 年 8 月完成・頒布開始)。

あらためて、今後もこの DVD の活用を心からお願いいたしまして、新年のご挨拶といたします。

職業がんをなくす患者と家族の会

代表 田中康博



2024 年の取り組み

02 月 14 日 F さん支援する会
06 月 05 日 F さん支援する会
07 月 06 日 F さん支援共闘会議
08 月 04 日 三星化学工業労組定期大会

2024 年は

- ・ F さんの膀胱がん発症の補償に関する会社との団体交渉を支援する活動
- ・ 職場がんに関するご相談を実施しました。

昨年の活動は上記のとおりです。

F さんの職業性膀胱がん事案に関しては、2022 年 10 月東京地裁、2023 年 4 月東京高裁において不当判決を受け、2023 年 5 月最高裁判所に上告しましたが、2023 年 11 月 15 日上告不受理決定がされ労災認定に関する支援は残念ながらひと段落となりました。この事案が発生した時会社の担当窓口は治療等の面倒は会社がみると F さんに口頭で伝えていましたが、その後見解を翻して補償を行おうとしていません。しかし、そのようなやり取りがあったことは会社も認めているため、昨年は会社に対し補償交渉を進めています。会社の対応が遅い上団体交渉のインターバルが長く色々と苦戦中です。

職場における化学物質の適正な管理に関する法規制の強化を

職場における化学物質の取り扱いに関しては、本来適正なリスクマネジメントを行い事故や疾病が発生しないよう管理を行わなければなりません。現在厚労省が進めている法改正の方向はそう進んでいますが、大きな問題も存在しています。

それは有機則・特化則等の特別則を廃止し、労使自治に基いた「自律的管理」が望ましいとしている点に大きな問題があります。労使の力関係で言えば圧倒的に使用者側の力が強大なのですから、労働者のいのちと健康を守る最低ラインとしての法規制がなければそもそも労使自治は成り立ちません。

これは過労死・過労自殺で問題になる労働時間について見れば明らかです。本来労基法 32 条によれば 1 日 8 時間までしか働かすことはできませんが、36 条で労使協定があれば時間外労働が可能と定めています。即ち労働時間は労使自治による規制に委ねられていますが、労使自治の現状は過労死が発生してしまうレベルにあるということです。比較的簡単な労働時間規制ですら労使自治では適正に管理できないのですから、遥かに複雑な化学物質の取り扱いが適正に管理できるはずがありません。

私は化学会社で開発から製造、公害防止業務に 25 年間従事しましたが、労使によるリスクアセスメントが徹底されていました。安全衛生対策は予算との兼ね合いもあり常に議論が白熱しましたが、その時前述した特別則の存在が大変重要でした。会社側が不十分な対応で製造をしようとしても「そのような取り扱いは法違反ですよ」と特別則を具体的に示すことによって適正な管理ができた事例が数えきれません。

化学物質には様々な毒性がありますが、現在の法規制は特定の化学物質に対する規制であるため少し構造の違う化学物質を使用し法規制を逃れ障害に至るケースが多々あります。

法規制のあり方として、同様な有害性を持つ化学物質群を規制し安易な法逃れを許さないよう転換すべきと考えます。一例をあげれば、芳香族アミン類を発がん物質として規制する、或いは胆管がんの原因物質とされるジクロロメタン 1,2-ジクロロプロパンについてもハロゲン化炭化水素を規制対象とし基本的な取り扱い方を明示する方が職場環境はずっと改善するはずです。法逃れを許さずわかりやすく予防に役立つ規制に転換する方向こそ化学物質による事故・障害・疾病をなくしていくものと確信します。

化学産業や他産業の労組等との交流を通じて職業がんをなくす啓蒙予防活動を進めていきたいと考えております。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。

事務局長 堀谷昌彦